



建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、
「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の
改正を求める意見書を国に求める請願書

請願趣旨

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立・施行し、2022年1月から給付金制度が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上のことから、貴議会において下記の内容を意見書として国に提出されるよう求めます。

請願項目

- 1、アスベスト建材製造企業の拠出を定める給付金制度を創設すること。
- 2、屋外従事者の救済と責任期間外で給付金制度が受けられない被害者救済のため、建設アスベスト給付金法の改正をすること。

以上、地方自治法第124条の規定により上記のとおり請願いたします。

令和5年 11月 24日

飯能市原町 142-5

埼玉土建一般労働組合飯能日高支部

支部長 柳戸 浩幸



紹介議員

荒沢 修

同

新井 巧

飯能市議会議長 加藤由貴夫 様